

📌 今月のポイント

一般事業主行動計画の策定手順と届出について

質問

弊社は100人を超える従業員を雇用しています。今年の4月から「一般事業主行動計画」を策定し、届出が必要になると聞きました。具体的に必要なことを教えてください。

回答

貴社で雇用する従業員が“仕事と子育てを両立”できるような環境を整えるため、育児休業等の会社の制度利用の状況を振り返り、今後の行動目標を定め、一般公表・従業員周知・労働局への届出を行いましょ。

①一般事業主行動計画とは（令和4年4月～義務対象拡大）

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。当法律により、企業には“仕事と子育ての両立を図る”ための対応が求められ、その対策を「一般事業主行動計画」として策定し、労働局への届出等が義務化されています。

従来「一般事業主行動計画」を策定・届出義務があるのは、「301人以上の従業員を雇用する企業」でした。今年4月からは、「従業員101人以上を雇用する企業」が対象となります。

②一般事業主行動計画策定の流れ

ステップ 1

自社の現状と従業員のニーズ把握

過去の状況を振り返る

- ・妊娠出産を機に退職した従業員の有無
- ・育児休業や子の看護休暇取得状況

など

課題を抽出し、従業員のニーズを探る

ステップ 2

行動計画を策定

ステップ1を踏まえて

- ・課題に優先順位をつける
- ・計画期間を決める
- ・目標を決める

行動計画策定指針の「六 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を参考に、行動計画の目標を設定しましょう。目標はいくつでも設定できます。

ステップ 3

一般公表と従業員への周知

①計画を一般に公表

【公表の方法】

- ・厚生省運営「両立支援のひろば」へ掲載
- ・自社HPへの掲載
- ・自治体の広報誌や日刊紙への掲載 など

②従業員への周知

計画の内容について書面やメール、企業内ネットワーク等により周知を行う。

公表・周知は策定日からおおむね3か月以内に行う

ステップ 4

都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届出

指定様式に計画内容を記載し、届出

「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)

都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届出

公表・周知は策定日からおおむね3か月以内に行う

●行動計画の策定・公表、周知・届出が完了したら、計画に基づき目標達成のため、対策を実施します。

行動計画が変更になった際には、変更の内容について、一般公表・従業員周知・労働局への届出が必要になります。

【参考：厚生労働省HP】

- ・様々なケースのモデル行動計画が掲載されています
- ・届出様式のダウンロードも可能です

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

③くるみん認定等

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定・特例認定（くるみんマーク等の認定）を受けることができます。

認定を受けるメリット

次世代認定マーク（愛称：くるみん等）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

また、届出義務ではない規模の中小企業が「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた場合、上限50万円の助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施されています。（令和3年10月から令和9年3月まで）。

◆くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>